

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

**INDEX**

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

**【1】販路拡大・海外展開**

- [北海道どさんこプラザ・テスト販売品\(第3四半期\)の募集について](#) ……1 北海道
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内](#) ……2 北海道
- [表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内](#) ……3 北海道
- [道産品輸出用シンボルマークの活用について](#) ……4 北海道

**【2】経営支援・ものづくり**

- [平成31年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました](#) ……5 経済産業局
- [軽減税率対策補助金の申請を受け付けています](#) ……6 経済産業局
- [社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金\(石油ガス災害バルク等の導入補助金\)の公募](#) ……7 経済産業局
- [「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について](#) ……8 中小企業総合支援センター
- [小規模企業者等設備貸与事業のご案内【更新】](#) ……9 中小企業総合支援センター
- [知財マネジメント普及モデル事業のご案内](#) ……10 北海道
- [ものづくり産業分野人材確保支援事業 道外人材確保支援補助金の募集【新規】](#) ……11 北海道
- [航空機関連分野参入促進・人材育成事業補助金の募集【新規】](#) ……12 北海道

**【3】融資**

- [中小企業高度化資金貸付事業のご案内](#) ……13 北海道
- [北海道の融資制度\(小規模企業貸付\)で短期資金\(融資期間1年以内\)が使えます【新規】](#) ……14 北海道
- [水産物不漁関連の融資制度のご案内【更新】](#) ……15 北海道
- [コストアップに対応する融資制度のご案内](#) ……16 北海道
- [北海道の融資制度で借り換えができます](#) ……17 北海道
- [防災・減災貸し付けのご案内【更新】](#) ……18 北海道

**【4】雇用の確保**

- [高度外国人材の中堅・中小企業での活躍を応援します](#) ……19 経済産業局
- [キャリアアップ助成金について](#) ……20 北海道労働局
- [人材開発支援助成金について](#) ……21 北海道労働局
- [人材確保等支援助成金について](#) ……22 北海道労働局
- [雇用調整助成金について](#) ……23 北海道労働局
- [中途採用等支援助成金\(生涯現役企業支援コース\)について](#) ……24 北海道労働局
- [高校生向けフィールドスタディ\(インターンシップ\)受入企業の募集【新規】](#) ……25 北海道
- [【UIターン新規就業支援事業】道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内【新規】](#) ……26 北海道
- [働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について](#) ……27 北海道
- [「働き方改革プランの活用」について](#) ……28 北海道
- [【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】](#) ……29 北海道
- [労働相談窓口のご案内【更新】](#) ……30 北海道
- [地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内](#) ……31 北海道

**【5】人材育成**

- [中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内【更新】](#) ……32.33 中小企業大学校旭川校

●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	……34	ポリテクセンター北海道
●企業で働いている皆様のためのITセミナー【新規】	……35	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー(8～10月開催予定)のご案内【更新】	……36	北海道
●「第8回北海道産業人材育成知事表彰」候補企業の募集について【新規】	……37	北海道

## 【6】各種相談

(再掲)

●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【1】に掲載	……2	北海道
●知財マネジメント普及モデル事業のご案内【2】に掲載	……10	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】【4】に掲載	……29	北海道
●労働相談窓口のご案内【更新】【4】に掲載	……30	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【新規】	……38	北海道

## 【7】イベント・セミナー

●「キャッシュレス・消費者還元事業」「軽減税率対策補助金」中小・小規模事業者向け説明会を開催【新規】	……39	経済産業局
●食品産業生産性向上フォーラム 2019 を開催します【新規】	……40	経済産業局
●2019年度 水産加工業の経営に役立つ省エネ促進セミナーを開催します【新規】	……41	経済産業局
●製造業における特定技能外国人材受入れセミナーを開催します【新規】	……42	経済産業局
●新輸出大国コンソーシアム 中堅・中小企業海外展開セミナーを開催します【新規】	……43	経済産業局
●2019年知的財産権制度説明会(初心者向け)を開催します	……44	経済産業局
●国際シンポジウム「歴史文化をまもる、つなぐ地方博物館の挑戦」を開催します【新規】	……45	開発局
●多様な人材の確保促進セミナーを開催します【更新】	……46	北海道
●北海道・第一生命共催「経済講演会&ビジネス商談会」の開催【新規】	……47	北海道
●特別支援学校 企業向け見学会のお知らせ【新規】	……48	北海道
●若手社員向け研修会「メンター能力向上セミナー」管理職向けセミナー「職場定着向上好事例発信セミナー」を開催【新規】	……49	北海道

## 【8】その他

●新技術・アイデア(ビジネスプラン)を全国から募集します【新規】	……50	経済産業局
●第10回「キャリア教育アワード」及び第9回「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始【新規】	……51	経済産業局
●令和元年度 北海道知的財産支援ガイドを発刊しました【新規】	……52	経済産業局
●2019年4月1日より、新たな特許料等の減免制度が始まります	……53	経済産業局
●中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック【更新】	……54	経済産業局
●令和元年度「手作り郷土(ふるさと)賞」の募集	……55	開発局
●「公共施設見学ツアーを企画・催行する旅行会社等の募集	……56	開発局
●北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中【更新】	……57	開発局
●「もっと知りたい！統合型リゾート」を作成しました【新規】	……58	北海道
●北海道高等技術専門学院の「愛称」と「キャッチフレーズ」を募集します【新規】	……59	北海道
●環境産業関連製品技術開発振興事業補助金の事業計画を募集【新規】	……60	北海道
●令和元年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました	……61	北海道

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第3四半期分）の募集について

（北海道）

どさんこプラザ・テスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

**7月1日から8月20日まで、令和元年10月から販売する商品を募集しています。**

### ◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

### ◆募集期間

7月1日(月)から8月20日(火)まで

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

### ◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

#### 北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

#### ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

## 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

## ◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a>	【募集期間】 7月頃予定 【表彰式】 未定
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm</a>	【募集期間】 4月17日(水) ～6月14日(金) 【表彰式】 10月頃予定
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm</a>	【募集期間】 6月3日(月) ～8月23日(金) 【表彰式】 未定

## ◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

## ◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL :<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について (北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

### ◆用途

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
  - ① 北海道内で生産された農林水産物
  - ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
    - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
    - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

### ◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

#### 《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

### ◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ (TEL:011-204-5342)

## 平成 31 年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 31 年度「商店街活性化・観光消費創出事業」の公募を開始しました。

### ◆事業概要

本事業は、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげます。

#### 【対象事業者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

#### 【対象事業者】

##### 《消費創出事業》

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

(補助率)2/3 以内

##### 《専門家派遣事業》

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

(補助率)10/10 定額

(補助額)上限額 200 万円

#### 【補助額】

上記 2 事業の合計で、上限額 2 億円、下限額 200 万円

※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。

### ◆申請方法

公募要領・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20190402/index.htm>

公募締切:2019 年 9 月 13 日(金)(当日消印有効)

※早急に事業実施を予定されている方のため、7 月 23 日(火)までに応募書類を提出の方については、先行して審査・採択を行います。

### ◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:[hokkaido-shogyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shogyo@meti.go.jp)

## 軽減税率対策補助金の申請を受け付けています

(北海道経済産業局)

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

### ◆補助金の概要

2019年10月1日から実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジや受発注システムの導入・改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

#### 【対象者】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

#### 【種類】

○A型:複数税率対応レジの導入等

複数税率対応レジの新規導入や既存レジの改修等。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

○B型:受発注・請求書管理システムの改修等

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応に必要な機能の改修又は入替等。

注意:A型B型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から2019年9月30日までに導入または改修等が完了するものが補助対象となります。

#### 【補助上限額】

A型:レジ1台あたり20万円(複数台申請の場合は1事業者あたり200万円)

B型:発注システムの場合は1,000万円、受注システムの場合は150万円

(両方の改修・入替が必要な場合は1,000万円)

#### 【補助率】

A型:3/4以内(3万円未満の機器を1台のみ導入する場合は4/5以内、タブレット等の汎用端末は1/2以内)

B型:3/4以内(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じます。)

#### 【申請受付期限】

A型及びB-2型:レジ・受発注システム等の導入・改修後、2019年12月16日

B-1型:2019年6月28日(交付決定後のレジ・受発注システム等の導入・改修)

※指定事業者による代理申請を原則とします。

### ◆申請方法

必要書類、申請方法など、最新の詳細情報は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

### ◆問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金  
(石油ガス災害バルク等の導入補助金)の公募を開始しました  
～ 避難所になり得る施設等へのLPガス容器、発電機等導入を支援します ～  
(北海道経済産業局)**

(一財)エルピーガス振興センターでは、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、石油ガス(LPガス)容器等の設置費用を支援する平成30年度補正・平成31年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入補助金)の公募を開始しました。

**◆事業概要**

**【補助対象】**

- ・災害発生時、避難所困難者が多数生じる医療施設、老人ホームなど(災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く)
- ・公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)
- ・一時避難所となり得るような施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)

**【補助対象設備】**

LPガス災害対応バルク、LPガス発電機や照明機器、燃焼機器(GHP、コージェネを含む)

**【補助率】**

中小企業者:対象経費の2/3以内  
その他:対象経費の1/2以内

**【補助上限額】**

LPガス貯蔵容器の設置:1,000万円  
LPガス災害バルク等<sup>\*</sup>の設置:5,000万円(LPガス空調機又はコージェネシステムの設置を行う場合:1億円)

<sup>\*</sup>LPガス災害バルク等のLPガスを貯蔵する容器、LPガス供給に必要な設備及び当該設備に接続する燃焼機器、給湯機、発電機、空調機、コージェネ設備、LPガス簡易スタンド等

**◆申請方法**

事業の詳細・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://saigaibulk.net/>

**公募締切**

《30年度2次補正予算分》

第1回:2019年5月31日(金) 第2回:2019年6月28日(金)  
第3回:2019年7月31日(水)

《31年度当初予算分》

第1回:2019年6月28日(金) 第2回:2019年7月31日(水)  
第3回:2019年8月30日(金)

※締切当日消印有効。なお、各回で予算額を超える申請があった場合は、次回以降の公募を行いません。

**◆申請・問い合わせ先**

(一財)エルピーガス振興センター 助成事業室(担当:根本、米田、柳田、高橋(幹))  
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル5階  
TEL:03-6402-3626  
FAX:03-6402-3691  
E-mail: [saigaibulk@lpgc.or.jp](mailto:saigaibulk@lpgc.or.jp)

## 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

### ◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<p>■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合</p> <p>■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター</p>
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 <sup>※1</sup> (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2021年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2031年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

### ◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a)親族外の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)</p> <p>※親族を除く。</p> <p>※既に代表者が交付済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3)事業承継計画の提出があること</p> <p>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと</p> <p>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/succession\\_fund/](https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/)

### ◆問い合わせ先:

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F  
 (公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G 電話 011-232-2404

「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。  
融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）	
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下
	貸与期間	割賦 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦 (損料率) 年 1.8%~2.0% (※) 一定の要件に該当する場合、最大 0.3% の引き下げが可能
		リース (月額リース料率) 0.998%~2.955%
	償還方法	割賦 月賦又は半年賦
リース 毎月払い		
保証金	割賦 貸与金額の 5%	
	リース なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付	
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を經由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。	

(※) 貸与条件等に変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F  
(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援 G 電話 011-232-2404

## 知財マネジメント普及モデル事業のご案内

(北海道)

道では、日本弁理士会北海道会と連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者などを訪問して、弁理士が無料でコンサルティングを行います。

知的財産の活用や権利化に関心のある事業者、さらには、知的財産を重要な資源と位置付けて、経営戦略・事業戦略の策定を考えている事業者の皆様は、ぜひ積極的にご活用ください。

### ◆事業内容

知財マネジメントとは

- ・特許、意匠、商標など知的財産を事業者の重要な資源であると位置付けて、経営戦略・事業戦略に反映
- ・資源や資産である知財とそのリスクを管理し、経営上の効果を最適化

#### (1)実施主体

北海道、日本弁理士会北海道会

#### (2)対象事業者

知的財産に関心を持っている事業者であるが…



#### (3)実施内容

##### ●弁理士による無料コンサルティングを実施



### ◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室知的財産グループ (TEL:011-204-5128)

**ものづくり企業の人材確保を応援します！**  
**ものづくり産業分野人材確保支援事業 道外人材確保支援補助金の募集【新規】**  
(北海道)

北海道では、ものづくり企業の人材確保を図るため、補助対象となる事業者が道外在住の求職者と道外で面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費の一部を助成します。

◆補助金の概要

【補助対象者】

次の業種の事業者であること。

輸送用機械器具製造業(E31)、電子部品・デバイス電子回路製造業(E28)、  
電気機械器具製造業(E29)、繊維工業(E11)、化学工業(E16)、  
プラスチック製品製造業(E18)、ゴム製品製造(E19)、  
金属製品製造業(E24)、情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G37)

【補助対象事業】

事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に正社員として雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。

- 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。
- 2 雇用契約にあつては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。
- 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。
- 4 週2日(4週8休)以上の休日を設けていること。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内

【補助対象経費】

事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費

【補助上限額】

雇用契約を締結した者1名につき5万円以内  
(通算限度額は、1事業者につき10万円)(補助額は千円未満切り捨て)

◆申請

詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/dougai-jinzai-kakuho.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL:011-204-5323 FAX:011-232-2139  
E-mail: [keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp)

**航空機関連分野への参入促進を応援します！  
航空機関連分野参入促進・人材育成事業補助金の募集【新規】**

(北海道)

北海道では、ものづくり企業の企業が航空機関連分野に参入等するために係る人材育成に要する旅費の一部を助成します。

◆補助金の概要

【補助対象者】

次の業種の事業者であること。

輸送用機械器具製造業(E31)、電子部品・デバイス電子回路製造業(E28)、  
電気機械器具製造業(E29)、繊維工業(E11)、化学工業(E16)、  
プラスチック製品製造業(E18)、ゴム製品製造(E19)、  
金属製品製造業(E24)、情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G37)

【補助対象事業】

事業者が道外航空機関連分野企業へ、参入促進・販路拡大・技術力向上などのために実施する人材育成や研修派遣等を実施する事業

【補助率】

補助対象経費の1/2以内

【補助対象経費】

事業者が負担する補助対象事業に係る旅費

【補助上限額】

1者につき5万円以内(補助額は千円未満切り捨て)

◆申請

詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/koukuu-hojo.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL:011-204-5323 FAX:011-232-2139  
E-mail: [keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp)

## 中小企業高度化資金貸付事業のご案内

(北海道)

中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、高度化事業(共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみで商店街を改造する事業など)を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、お貸します。

### ◆制度の概要

貸付対象者	原則として、中小企業者で組織される事業協同組合等(事業の種類毎に規定)。 ※過去に集団化事業及び集積区域整備事業を実施した組合等におけるリニューアル事業(新設、増改築、老朽化の解消、空き区画の整備など)の場合は1社から利用が可能です。
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付期間	最長20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付利率	0.45%(令和元年(2019年)度貸付決定分適用利率。利率は毎年見直し) 貸付期間中は固定
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで
担保・保証	貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とします。
貸付手続き	高度化事業を実施しようとする年度の前々年度の12月28日までに実施計画書を作成し、北海道知事あてに提出していただいた上で、前年度に事業計画について診断を受けていただく必要があります。 また、貸付金交付前には支出検査、交付後には完了検査などが実施されます。

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページもご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で短期資金（融資期間1年以内）が使えます【新規】**

（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が適用されています！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	2,000万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.3%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 水産物不漁関連の融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

## ◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	【変動金利】 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年0.72%	
取扱期間	令和元年(2019年)12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

### ◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原油・原材料価格の高騰の影響によって売上原価や販管費が増加している方・・・

### ◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

### ◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

### ◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)	
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0	
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率	
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1	
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		10年(2年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方				
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内			
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.5~2.1 変動:1.5	
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3	
小口	小口零細企業保証の対象となる方	2,000万円以内			

※各貸付制度の詳細な融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

防災・減災貸付のご案内【更新】

(北海道)

道では、事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う方を支援するため、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。ぜひご利用ください。

◎信用保証協会の独自制度「BCPサポート保証」が活用可能(保証料率が通常より10%割引)

◎据置期間を最長1年まで設定できます

◆制度概要

資金名	防災・減災貸付	
融資対象	BCPを策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等	
資金用途	BCP策定のための必要経費または策定したBCPに基づく防災・減災対策資金 例：水害に備える地盤や基礎のかさ上げ費用、停電時のためのバックアップ電源購入費用 消防資機材・応急給水資機材購入費用、備蓄倉庫や防災用設備の設置 など	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	<b>【変動金利】</b> 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある (道の制度と連携した信用保証協会の独自保証制度「BCP策定サポート保証」がご利用いただけます。) ※BCP策定サポート保証はR2(2020).3.31までの取扱期間となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**高度外国人材の中堅・中小企業での活躍を応援します  
～ 高度外国人材採用・定着に関する相談受付（伴走型支援）を開始 ～**

（北海道経済産業局）

経済産業省と(独)日本貿易振興機構(JETRO)は、高度外国人材の日本での活躍推進に向け、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家が採用から定着までをきめ細かくサポートする伴走型支援を開始します。

◆**事業概要**

高度外国人材の日本での活躍推進に向け、関係省庁と連携し、留学生を含む高度外国人材と受け入れ側の企業双方にわかりやすい施策の情報発信やワンストップサービスを行う高度外国人材活躍推進プラットフォームを2018年12月に立ち上げました。

同取組のひとつとして中堅・中小企業に対して採用に関する手続きや課題解決、高度外国人材が活躍するための就労環境整備、採用後の安定的な定着までを継続して支援するものです。

【支援対象】高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大をめざす中堅・中小企業

【支援企業総数】200社程度

◆**申込方法**

以下のウェブサイトより申し込みください。

【URL】<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>

◆**問い合わせ先**

ジェトロ 高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
E-mail: [OpenforProfessionals@jetro.go.jp](mailto:OpenforProfessionals@jetro.go.jp)  
Tel: 03-3582-4941

## キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(平成31年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	①有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合(基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	3%以上 5%未満:29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満:47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満:66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満:94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上: 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満:13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：( )内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース(※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練
- ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合  
・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 ・非正規雇用労働者が対象
- ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※5 ・3つの訓練コース(教育訓練休暇付与コースを除く)において生産性要件を満たす場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度の会計年度の末日の翌日から5か月以内に、割増助成のみ別途申請

☆平成31年度における主な改正内容☆

- ◎一般訓練コース、特別育成訓練コースの生産性要件が、実績主義から成果主義へ要件変更。
- ◎一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの対象事業主が拡充され、大企業が対象となる。
- ◎教育訓練休暇付与コース内に、長期教育訓練休暇付与制度が新設。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070  
◆厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

企業内における雇用管理改善を推進し、離職率の低下及び職場定着を支援することを目的する助成金です。

コースの種類と概要		コースの内容
雇用管理助成コース (目標達成助成のみ)	事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行い、離職率の低下が図られた場合に、助成するものです。	目標達成助成:支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合72万円) A:評価・処遇制度:昇進・昇格基準、賃金制度、各種手当等の導入等。 B:研修制度:新入社員研修、管理職研修、幹部研修等。 C:健康づくり制度:法定の検診に加え、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「歯周疾患検診」等。 D:メンター制度:メンターとメンティによる面談方式でメンタリングを実施。
介護福祉機器助成コース	事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、従業員の離職率が図られた場合に、支給するものです。	A:機器導入助成:支給対象経費:合計額の25%(上限150万)機器の導入・運用、導入効果の把握等。 B:目標達成助成:支給対象経費:合計額の20%(生産性を満たした場合は35%)離職率を目標値以上に低下させる、生産性要件を満たしている等。
介護・保育労働者雇用管理助成コース	介護・保育労働者の職場への定着を促進するために職務・職責等階層的に定め、実施した場合に支給するものです。	A:制度整備助成:支給対象経費:50万円賃金制度を新たに定めるか、改善する等。 B:目標達成助成(1回目):支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合は72万円)離職率が30%以下になっていること。 C:目標達成助成(2回目):支給対象経費:85.5万円(生産性を満たした場合は108万円)離職率が20%以下になっていること。
人事評価改善等助成コース	生産性向上の為の能力評価を含む人事評価制度を整備し、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものです。	A:制度整備助成:50万円 事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に支給。 B:目標達成助成:80万円 Aに加え、人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。
設備改善等助成コース	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善を図る事業主に対して助成するものです。	A:1年タイプ:計画達成助成:50万円、上乗せ助成:80万円 設備費用が175万円以上1000万円未満であり、中小企業事業主のみ対象。 B:3年タイプ:計画達成助成(1回目、2回目)+目標達成助成 ※助成額は設備投資費用により異なります。 設備費用が1000万円以上5000万円未満の場合は中小企業のみ対象。 設備費用が5000万円以上の場合は大企業を含めた全ての企業が対象。
働き方改革支援コース	働き方改革のために人材確保が必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善計画を実現した場合に助成するものです。	A:計画達成助成:労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円) B:目標達成助成:労働者一人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円) ※なお「雇用管理計画」とは、新たな労働者を雇い入れた事業所が、「人員配置」や「労働者の負担軽減」による「雇用管理改善」を実施することを意味します。 また、当該助成金は、「時間外労働等改善助成金」の支給決定を受けている「中小企業事業主」が支給対象となります。

上記助成金の詳細に関しては、下記にお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 雇用調整助成金について

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- ニ 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

### ●受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要です。

### ●支給額

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率(※)	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者1人1日あたり)	1,200円	

※ 対象労働者1人あたり、8,260円が上限です。(平成30年8月1日現在)

### ●過去に「雇用調整助成金」を受給した事業主の方

毎月勤労統計調査の事案による、再計算により、過去に雇用調整助成金を受給した事業主の方で追加支給の対象となる場合があります。

対象となる方や必要な書類等の詳細については、こちらをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03463.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付等に関するホームページ

● 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

● 問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）について

（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

### ●概要

#### 1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

#### 2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

### 雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

### ●支給額

#### 1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

#### 2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されません。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

**高校生のものづくり企業をはじめとする道内企業への就職を促進します！  
高校生向けフィールドスタディ（インターンシップ）受入企業の募集【新規】**

（北海道）

北海道では、高校生のものづくり企業をはじめとしたさまざまな道内企業への就職促進に向け、株式会社マイナビとのタイアップ事業を実施することとしました。この取組の一環として、マイナビが経済産業省の委託事業により開発したフィールドスタディ（インターンシップ）プログラム（locus（ローカス））の運用にあたり、インターンシップの受入企業を募集します。

◆ ” locus（ローカス） ” の概要

Locus は、経済産業省の委託事業（平成 29 年度補正「未来の教室」実証事業）により開発されたオンライン総合地域学習サイトで、大学進学を控えた普通科の高校生を対象としたフィールドスタディ（インターンシップ）を推進するプログラムで、地域社会の仕組みや企業・業界等に関する事前学習から、生徒・企業双方に対するアンケートを基にした適切な地元のインターンシップ受入企業の決定、インターンシップ終了後の自己分析やプレエントリーシート作成といった事後学習を実施し、進学等で地元を離れる高校生の将来の地元企業への就職を促進します。

※ 「locus」の登録に、料金はかかりません。

◆ フィールドスタディ受入企業募集HP

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/tieup\\_locus.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/tieup_locus.htm)

◆ 「locus（ローカス）」に関する問い合わせ先

株式会社マイナビ 教育地域創生部（担当：佐藤、岡沢）

TEL:(03)6267-4411

◆ 株式会社マイナビとのタイアップ事業に関する問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ（担当：松浦）

TEL：011-204-5323 FAX：011-232-2139

E-mail：[keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp)

## 【UIJターン新規就業支援事業】

### 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内【新規】

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏からの移住者に最大100万円の移住支援金を支給する制度です。北海道が開設するマッチングサイトに求人掲載をすれば、移住支援金の対象法人となることができます。法人に移住支援金の負担はありません。マッチングサイトに掲載する求人広告は大手民間求人サイトにも無料で掲載されるので大変お得です。求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

#### 1 移住支援金の概要（対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

- (1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている法人に就職した方に支給します。
- (2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

#### 2 法人の登録要件（詳細は北海道ホームページの支給要領をご確認ください）

下記(1)(2)のいずれにも該当する法人であること

- (1) 次のいずれかの業種に該当すること
  - ・ 6次産業化に取り組む農林水産業 ・ 食関連(卸売、研究) ・ 観光 ・ 建設
  - ・ 製造 ・ ICT ・ 保健衛生、社会福祉 ・ その他市町村長の推薦を受けていること
- (2) 次のすべてに該当すること
  - ・ 官公庁でないこと
  - ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
  - ・ みなし大企業でないこと
  - ・ 雇用保険の適用事業主であること
  - ・ 本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人であること
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
  - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

#### 3 法人登録の受付

登録申請書を添付して道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 登録申請書(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/hojin-registration.xlsx>)
- ・ メールアドレス([keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp))

登録申請書



#### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ (TEL:011-251-3896)

## 働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について

(北海道)

道では、企業からの要請に応じて、働き方改革に関する専門的知識や経験を有する専門家を「働き方改革支援員」として派遣し、道内中小企業の働き方改革を支援しています。

働き方改革の取組の段階に応じて2つのコースをご用意しています。派遣料は無料です。

### ◆支援内容

#### (1) 地域連携コース（取り組むべき課題が明らかとなっている企業向け）

##### ア 内容

企業からの要請に応じて、働き方改革支援員と振興局職員が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援します。

〈支援例〉①長時間労働を減らすための業務の効率化、②女性や高齢者、障がい者の働きやすい職場環境整備、③テレワークや副業を導入するための就業規則の見直し、④業績や事業内容の分析による労働生産性の向上

##### イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象で、取組の状況や内容に応じて最大3回まで派遣。

##### ウ 働き方改革支援員

社会保険労務士、中小企業診断士、働き方改革を先進的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）の経営者等の中から、ハンズオン支援の取組内容に応じて選定。

#### (2) ワーク・ライフ・バランス見える化コース（働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業向け）

##### ア 内容

働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業が対象です。従業員のWLB（ワーク・ライフ・バランス）を実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員によるヒアリング調査や従業員アンケート調査を実施し、WLBの現状と課題の見える化をサポートします。

##### イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象。支援は、①企業概要のヒアリング、②アンケート調査、③見える化の報告、の3回に分けて行います。

##### ウ 働き方改革支援員

中小企業診断士

### ◆申込方法

働き方改革支援員の派遣要請書等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shienin.html>

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

## 「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」、「食料品製造業」の4業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。

### 情報サービス業

### 道路貨物運送業

### 宿泊業

### 食料品製造業

業務が特定の個人に集中

労働時間が長い

離職率が高い

生産性が低い



例えば、このようなお悩みを解決するためには・・・

(例)

業務分担の見直し  
など業務量の平準化  
を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(情報サービス業)

(例)

手待時間を「見える化」し、荷主の理解・協力のもと効率化を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(道路貨物運送業)

(例)

従業員のマルチタスク化を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(宿泊業)

(例)

機械化やムダな作業の見直し等による生産性の向上を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(食料品製造業)

※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先  
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室  
TEL 011-204-535

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**  
 (北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)  
 場所:札幌市中央区北1条西2丁目2  
 北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)  
 TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351  
 利用料:無料

◆8月の事業所向けセミナー (定員は各12人です)

・各種助成金制度の活用

① 「キャリアアップ助成金」	8/6(火) 14:00~16:00
② 「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	8/27(火)14:00~16:00
*上記①、②は90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)	

・雇用保険関係セミナー

① 「雇用保険事務手続きセミナー」	8/8(木)14:00~16:00
② 「電子申請活用セミナー」	8/22(木)14:00~15:30
③ 「雇用継続給付セミナー」	8/29(木)14:00~16:00
*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30分)	

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

労働相談窓口のご案内【更新】

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

- フリーダイヤル 0120-81-6105
- 相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
- <土曜日> 13:00～16:00
- ※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 本年5月に国会で可決・成立したハラスメント防止対策に関する法令に関しても相談に応じますので、相談を受けたい事業主の方は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



## 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内

(北海道)

### ◆地域雇用開発助成金について

- 地域雇用開発助成金は、雇用機会が不足している地域など(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域)において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

### ◆地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給について

- 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、基本支給額に加え、上乗せ助成者数に50万円を乗じた額を上乗せして支給されます。
- 支給要件としては、指定業種に該当すること、事前に北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に申請し、承認を得ること、計画を策定したうえで道内において事業所の設置・整備を行うとともに正社員(無期雇用かつフルタイム)を新たに雇い入れることなどがが必要です。
- なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。
- 予算の範囲内で上乗せ助成されます。(全道で年間最大20名)

【指定業種】ものづくり、IT関連、食と観光関連産業分野として位置づける次の分野です。

農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業

【計画期限】令和5年(2023年)5月31日まで

【対象地域】道内全域

- ※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度の活用には条件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

### ◆問い合わせ先

北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会事務局

北海道経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ (TEL:011-204-5348)

## 中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内

### ～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2019年9月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

#### No.15 中堅管理者研修

～管理者に求められる役割と意識改革・行動改革講座～

本研修では、新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得ることをねらいとし、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学び、また、これらを自社へと波及させていくための自身の行動計画を作成します。

##### ◆この研修のポイント

1. 管理者、リーダーに求められる役割を「現場に即した行動」として学びます
2. 管理者、リーダーとして経験を積む中で突き当たる壁を乗り越える方法を学びます。
3. 研修での学びを、自身の意識改革と行動改革に繋げることを目指します。

◆研修期間 9月3日(火)～6日(金) 4日間

◆研修時間 26時間

◆対象者 管理者、その候補者

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄 氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hkc3.html>

#### No.16 新規顧客開拓の進め方

～可能性を切り拓く！新たな顧客へのアプローチ～

本研修では、これまで見えていなかった顧客へのアプローチや、商品の新たな用途を見出すことで新規取引に繋げる方法を理解するとともに、自社に合った実効性の高い新規顧客開拓への取り組み方を検討します。

##### ◆この研修のポイント

1. 効率的な顧客アプローチで新規顧客開拓の生産性が向上します。
2. 新規顧客開拓が個人的スキルから組織的スキルへ進化し、組織としての営業力が高まります。
3. 自社の顧客動向を客観的に分析することで、新規顧客開拓の仮説を立てるとともに、自社に合った新規顧客開拓の行動計画を策定します。

◆研修期間 9月18日(水)～20日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社マイズコンサルティング 代表取締役 稲田 裕司 氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hkex.html>

No.17 ビジネスコミュニケーションとリーダーシップ  
～メンバーから信頼されるリーダーになるために～

本研修では、将来の環境変化に対応するリーダーとなるために、成果を上げているリーダーが実践しているビジネスコミュニケーションを学び、チームにおけるリーダーの意義について演習を交えながら考察します。

◆この研修のポイント

1. メンバーのやる気を引き出す、リーダーの柔軟なコミュニケーションについて学びます。
2. リーダーの意義を明確にする機会となります。
3. 自社における変化を妨げる要因とその打開策を考察します。

◆研修期間 9月24日(火)～27日(金) 4日間

◆研修時間 26時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 合同会社人材開発アカデミー 代表社員 笹森 光彦 氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hkhr.html>

◆◆ ご案内 ◆◆

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



## 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

### ◆ 生産性向上支援訓練のポイント

#### ① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

#### ② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

#### ③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

### ◆ ご利用までの流れ

#### ① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

#### ② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

#### ③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

#### ④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

#### 【お問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)  
 生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958  
 <機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



企業で働いている皆様のための IT セミナー **【新規】**  
(ポリテクセンター北海道)

進化した IT を学ぶことにより企業の業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつけることができる IT セミナーを在職者の皆様を対象に実施します。

最新のITで!

生産性向上  
ビジネスチャンス

最新技術のトレンド!

ビッグデータ      RPA      AI

第4次産業革命      ネットワーク

ホームページ      データベース

プレゼンテーション

表計算

文書作成      SNS

その仕事  
もっと楽に!  
もっと効率的に!

あなたの会社  
大丈夫?

危険性に対する意識!

情報セキュリティ      情報漏えい

ネット炎上

オープンコース

北海道内4か所(札幌・函館・旭川・釧路)にて、企業ニーズが高い訓練内容を設定し、広く受講者を募って実施する公開型訓練コースです。

「第4次産業革命の新技术とその導入事例」  
「ピボットテーブルを活用したデータ分析」  
「情報漏えいの原因と対策」 など 全24コース

- ☆ 実施時期 2019年8月～2020年1月
- ☆ 定員 各コース15～30名
- ☆ 実施場所 実施機関(※)またはポリテクセンターの教室
- ☆ 受講料 一人あたり2,000円～5,000円(税別)

※機構が訓練業務を委託した専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等のことです。

コース詳細は、HPにてチェック!

オーダーコース

機構が用意するカリキュラムモデル(全38コース)から選んだコースを、個別企業等が抱えるニーズに合わせた内容に設定することができるコースです。

個別企業等の社員6～10名程度を対象に、自社内会議室等で実施します。

※オーダーコースは、随時受付しますが、手続きの関係で連絡をいただいてから実施まで約2か月程度の期間が必要となります。

カリキュラムモデルは、HPにてチェック!

**【お問合せ先】**

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター TEL: 011-640-8828 FAX: 011-640-8958  
<機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



能力開発セミナー（8～10月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

8月～10月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	建設経理科	建設業経理士2級	旭川市	○			○	R1.10.2	R1.10.31	10	20	20
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	自動車整備科	一級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	R1.9.11	R1.10.30	8	24	10
	介護福祉科	介護福祉士試験受験対策	網走市		○		○	R1.10.1	R1.11.15	10	20	10
	観光ビジネス科	観光知識・観光英会話	遠軽町		○	○		R1.10.3	R1.10.24	4	16	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	R1.9.2	R1.9.18	10	20	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		R1.9.10	R1.9.26	5	35	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	建具科	組子製作技術科	帯広市	○		○		R1.8.7	R1.8.8	2	14	10
	電気工事科 I	電気工事基礎	帯広市	○			○	R1.9.5	R1.9.27	10	20	20
	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	R1.10.2	R1.10.30	10	20	10
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H31.8中旬	H31.11下旬	15	30	20
	電気工事科	第一種電気工事士(学科)	釧路市		○	○		H31.9上旬	H31.9中旬	5	35	10
	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H31.10下旬	H31.11下旬	6	12	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科 I	コミュニケーションスキルアップ基礎	旭川市		○		○	R1.9.3	R1.9.20	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	R1.10.8	R1.11.12	10	20	10
	コミュニケーション技術科 II	コミュニケーションスキルアップ応用	旭川市		○		○	R1.10.29	R1.11.15	6	12	10

「第8回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業の募集について【新規】

(北海道)

道では、従業員等の人材育成に積極的な取組を行っている中小企業等を表彰します。

道内の中小企業等においては、従業員等の人材育成は重要な経営課題となっていますが、その取組を進めるに当たっては、参考となる他社の事例や効果的な取組について、知ることも大切です。

このため、従業員等の人材育成の取組方針を明確にし、能力開発制度を有するなど、人材育成を積極的に推進している中小企業等の取組を表彰し、その取組を広く紹介することにより、本道における産業人材の育成を図ります。

◆表彰対象

道内に主たる事業所を置く中小企業者等（※）であって、次の要件を満たす方が対象

※中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人

- ① 次の分野において事業を行っていること
  - 食品産業 ○観光産業 ○ものづくり産業
  - ソーシャルビジネス（社会的課題解決を図る事業）○福祉・介護
- ② 「労働者」や「次の時代の産業の担い手」の人材育成について他の模範となる取組を行っていること

◆表彰数

概ね3企業、団体

◆応募・お問い合わせ

(1) 応募

自薦又は他薦とします。なお、応募方法の詳細は以下のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dai8kaibosyuugaiyou.htm>

(2) 応募締切

令和元年（2019年）8月30日（金）〈必着〉

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ

電話 011-204-5098 FAX: 011-232-1044

e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【新規】

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
就職前職業ガイ ダンス	就活前の学生(主に高校1～2年生。進学予定者含む)に対し、地域の産業や業種について、体験や実演を等して理解を深めてもらう機会を創出いたします。	札幌	12/10(水)
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時
合同企業説明会 (事前セミナー含む)	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解・就職促進のため、合同企業説明会を実施いたします。(一部の企業については体験等を実施し、就職後のミスマッチを防止。)また、実施時には参加する求職者及び企業に対する事前セミナーも合わせて実施いたします。	札幌	9/18(水)
		函館	10/29(火)
		旭川	10/24(木)
		釧路	10/ 8(火)
		帯広	11/ 7(木)
		北見	11/12(火)

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

**「キャッシュレス・消費者還元事業」、「軽減税率対策補助金」 中小・小規模事業者向け説明会を開催します【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、「キャッシュレス・消費者還元事業」、「軽減税率対策補助金」について、2019年8月1日(木)に、中小・小規模事業者向け説明会を開催します。

本説明会では、キャッシュレス決済事業者3社が説明をするほか、ブース出展も行います。

**◆キャッシュレス・消費者還元事業**

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。

**◆軽減税率対策補助金**

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入・改修、受注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むように支援します。

**◆開催概要**

【日時】2019年8月1日(木)13:30～15:30 (開場 13:00)

【場所】TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階「はまなす」  
(札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館5階)

【定員】150名(参加費無料)

【対象】中小・小規模事業者等

《プログラム》

・キャッシュレス・消費者還元事業の説明

(一社)キャッシュレス推進協議会 ポイント還元事務局 渡部 美香 氏

・軽減税率対策補助金の説明

(一社)中小企業診断協会北海道 副会長 中小企業診断士 細田 行洋 氏

・キャッシュレス決済事業者からの説明 ・(株)リクルートライフスタイル

楽天ペイメント(株)

PayPay(株)

◇キャッシュレス決済事業者のブース出展(13:00～16:00)

**◆申込方法**

申込の詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://cashless.go.jp/franchise/session-todofuken.html>

申込締切:2019年7月29日(月)

**◆問い合わせ先**

(一社)キャッシュレス推進協議会 ポイント還元事務局 北海道サポート事務局

TEL:011-252-7887(受付時間)10:00～18:00[土・日・祝祭日を除く]

**食品産業生産性向上フォーラム 2019 を開催します  
～ 新たな解決策を、知って、見て、相談できる1日 ～ **【新規】****

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局及び農林水産省では、旭川市、札幌市の2都市で、食品産業生産性向上フォーラムを開催します。

本イベントでは、人手不足に悩む食料品製造業の課題解決を目的に、ロボット・IoT 関連企業による製品展示・商談会をはじめ、IoT 活用による HACCP 管理・生産効率化の方法やロボット導入のノウハウ、道内食品メーカーによるロボット・IoT 活用の事例紹介など、生産性向上を実現するために必要な情報を提供します。

◆ **開催概要**

《旭川会場》

【日時】2019年8月7日(水)13:00～17:00

【場所】旭川トヨーホテル(旭川市7条7丁目32)

【定員】100名(参加費無料)

《札幌会場》

【日時】2019年8月8日(木)13:00～17:00

【場所】ホテル札幌ガーデンパレス(札幌市中央区北1条西6丁目)

【定員】100名(参加費無料)

◆ **プログラム**

**展示・商談会** 13:00～17:00

ロボットメーカー等と対面相談できます。

IoT ツール・ロボット実機等の展示や、食品製造現場への導入・活用事例、各社プレゼンテーション。

《出展企業(五十音順)》

(株)ASCe、石垣電材(株)、ABB(株)、オムロン(株)、(株)シナプスイノベーション、デンソーウェーブ(株)、(株)ニッコー、(株)ハイテックシステム、北海道グローリー(株)、三菱電機(株)、美和電気工業(株)、安川電機(株)、菱電商事(株)、(株)ロボテック

**セミナー** 13:00～15:30

【基調講演】

講演1:IoT 活用による HACCP 管理と生産現場の効率化

(株)シナプスイノベーション AI&IoT 事業戦略室長 市川 裕則 氏

講演2:中小食品製造業向け小型ロボットの導入 How-to

ABB(株) ロボティクス事業部長 中島 秀一郎 氏

【食品製造業のスマート化事例紹介】

講演1:日糧製パンの将来を見据えたスマート化戦略

日糧製パン(株) 常務執行役員 塩見 佳久 氏

講演2:グループで取り組む IoT 導入による生産効率化

(株)コスモジャパン 代表取締役 小林 惣 氏

◆ **申込方法**

申込の詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20190708/index.htm>

申込締切:2019年8月5日(月)

◆ **申込・問い合わせ先**

(公財)北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団) クラスター事業部 小原・服部

TEL:011-708-6526 FAX:011-747-1911

E-mail:[hcluster@noastec.jp](mailto:hcluster@noastec.jp)

**2019年度 水産加工業の経営に役立つ省エネ促進セミナーを開催します【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、道内の水産加工業の省エネを促進するため、7月31日から、道内5地域で省エネルギー促進セミナーを開催します。

本セミナーでは、エネルギー消費量が多く、原魚の不漁や魚価高騰の影響を受けるといった厳しい経営状況にある水産加工業が、省エネの取組むための、メリットやエネルギーの「見える化」及び効果的な省エネ手法について、事例を交えてお伝えします。

◆**開催概要**

【定員】各会場とも30名(参加費無料)

【対象】水産加工業者及び関連事業者等(食関連事業者も参考になる内容です。)

《網走会場》

【日時】2019年7月31日(水)14:30~17:00

【場所】オホーツク・文化交流センター(エコーセンター2000)視聴覚室(網走市北2条西3丁目3番地)

《紋別会場》

【日時】2019年8月1日(木)13:00~15:30

【場所】紋別経済センター 3階会議室(紋別市本町4丁目1番16号)

《留萌会場》

【日時】2019年8月5日(月)13:30~16:00

【場所】留萌市中央公民館 研修会議室C(留萌市見晴町2丁目)

《小樽会場》

【日時】2019年8月22日(木)14:00~16:30

【場所】小樽経済センター 4階 Aホール(小樽市稲穂2丁目22番1号)

《森会場》

【日時】2019年8月29日(木)14:30~17:00

【場所】森町役場 新棟2階 会議室(茅部郡森町字御幸町144番地1)

**プログラム**

- ・水産加工業における省エネの意義と進め方  
北海道経済産業局
- ・エネルギーの「見える化」と省エネ手法  
(一財)省エネルギーセンター認定エネルギー診断プロフェッショナル 平野 伸泰 氏
- ・国の省エネ関連支援制度の紹介  
北海道経済産業局

◆**申込方法**

申込や各会場の申込締切等の詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20190708/index.htm>

◆**申込・問い合わせ先**

水産加工業の経営に役立つ省エネ促進セミナー事務局

北電総合設計(株)(担当:篠原、細川)

TEL:011-261-6545

FAX:011-261-6547

E-mail:[energy-hss@hokuss.co.jp](mailto:energy-hss@hokuss.co.jp)

**製造業における特定技能外国人材受入れセミナーを開催します【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、改正入管法に基づく外国人材受入れの新制度を活用し、特定技能外国人の受入れを検討している事業者が、当該外国人に対し各種支援を行うために必要な知識やノウハウ等を学ぶためのセミナーを全国各地で開催します。

北海道は8月7日(水)に札幌で開催します。

◆開催概要

【日時】2019年8月7日(水)13:00～16:00(開場 12:30)

【場所】TKP 札幌カンファレンスセンター 6階 カンファレンスルーム 6B

(札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル 6階)

【定員】50名(先着順・参加費無料)

【対象】新たな在留資格「特定技能」での外国人の受入れに関心のある中小企業・団体 等

プログラム

【第1部】

13:00～制度説明

・在留資格等について

・製造業における特定技能外国人材の受入れについて

13:45～特定技能に関する申請等実務面の説明

14:25～外国人労働者受入れに関する生活支援・相談窓口の紹介

【第2部(希望者のみ)】

15:00～製造業における特定技能外国人等の受入れ・共生に関する意見交換会

◆申込方法

以下のウェブサイトからお申し込みください。

【URL】[https://www.murc.jp/seminar/sonota\\_190716/](https://www.murc.jp/seminar/sonota_190716/)

◆問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済政策部 担当:奥田、久慈、加藤

TEL:03-6733-3501(受付時間 祝日を除く月～金 10:00～17:00)

E-mail:[seizou-gaikoku@murc.jp](mailto:seizou-gaikoku@murc.jp)

**新輸出大国コンソーシアム 中堅・中小企業海外展開セミナーを開催します【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、(独)日本貿易振興機構北海道貿易センター(ジェトロ北海道)と連携し、道内中堅・中小企業の海外展開を促進するためのセミナーを開催します。

本セミナーでは、海外市場の獲得に取り組む道内企業の事例や少量輸出の取り組みについて紹介を行うほか、セミナー終了後に個別相談会を開催します。

◆**開催概要**

【日時】2019年8月1日(木)13:30～16:00(受付開始 13:00)

【場所】ANA クラウンプラザ札幌 24階「白楊」(札幌市中央区北3条西1丁目2-9)

【対象】海外展開に関心がある道内中堅・中小企業等

【定員】80名(先着順、参加無料)

セミナー 13:30～15:00

＜基調講演＞

・「根室からベトナムへ」～なぜベトナムでメガネ店舗を開いたか～

(株)すずき 代表取締役社長 鈴木 新一 氏

＜少量輸出の取り組みについて＞

・北海道総合商事(株) 営業部副部長 高橋 健一 氏

・(一社)北海道国際流通機構 代表理事 鳥取 義之 氏

・北海道物流開発(株) 新規事業開発部副部長 佐藤 忠 氏

＜貿易保険の案内＞

(株)日本貿易保険(NEXI) シニアアドバイザー 坪井 美奈子 氏

＜新輸出大国コンソーシアム専門家による支援の案内＞

ジェトロ北海道 コンシェルジュ

個別相談会 15:00～16:00

【参加機関】北海道総合商事(株)、北海道物流開発(株)、(一社)北海道国際流通機構、(株)日本貿易保険、ジェトロ北海道

※1 枠 20 分、事前予約制

◆**申込方法**

以下のウェブサイトよりお申し込みください。

【URL】 <https://www.jetro.go.jp/events/sap/9c1045ce55402a56.html>

申込締切:2019年7月30日(火)17:00

◆**問い合わせ先**

ジェトロ北海道 担当:平野、加藤

TEL:011-261-7434

FAX:011-221-0973

E-mail: [sap@jetro.go.jp](mailto:sap@jetro.go.jp)

2019年知的財産権制度説明会（初心者向け）を開催します  
～ 学ぼう 発明・デザイン・トレードマークの活かし方 ～

（北海道経済産業局）

特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)及び経済産業省北海道経済産業局では、2019年知的財産権制度説明会(初心者向け)を道内2地域(札幌、旭川)で開催します。

本説明会では、知的財産権の基礎知識や活用事例のほか、特許庁及びINPITの中小企業支援策なども説明します。

※事前申込制、先着順

◆開催スケジュール

○旭川会場

【日時】2019年9月5日(木)13:30～16:30

【場所】旭川市大雪クリスタルホール レセプション室(旭川市神楽3条7丁目)

【定員】50名

《プログラム》

知的財産権制度の概要

- ・知的財産権・特許・実用新案制度の概要
- ・意匠・商標制度の概要
- ・各種支援策の紹介 等

講師:特許庁 産業財産権専門官 等

◆対象・参加費

【対象】企業等において知的財産部門に新しく配属された方、これから知的財産権を学びたい方 等

【参加費】無料 ※テキストも当日無料配布

◆問い合わせ先

参加申込方法、説明会の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.jiii.or.jp/2019\\_shoshinsha/](http://www.jiii.or.jp/2019_shoshinsha/)

◆問い合わせ先

知的財産権制度説明会運営事務局（一般社団法人発明推進協会）

TEL:03-3502-5436

FAX:03-3504-1480

E-mail:[2019\\_shoshinsya@jiii.or.jp](mailto:2019_shoshinsya@jiii.or.jp)

## 国際シンポジウム「歴史文化をまもる、つなぐ地方博物館の挑戦」を開催します【新規】

～世界と日本と地方、ミュージアムで解決できる地域の課題を事例から考える～

(北海道開発局)

北海道開発局室蘭開発建設部、伊達市、洞爺湖町など13団体が構成する伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォームは、9月9日(月)に国際シンポジウム「歴史文化をまもる、つなぐ地方博物館の挑戦」を伊達市で開催します。

本シンポジウムは、日本で初めて京都で開催される「ICOM KYOTO 2019」(9月1～7日)の関連イベント「ICOM KYOTO 2019 ポストカンファレンス in 北海道」のメインプログラムです。

今年4月に「だて歴史文化ミュージアム」がオープンし、来年4月には「民族共生象徴空間『ウポポイ』」が新たに誕生します。これらを契機として、地方博物館のあり方や遺跡・遺物の保護等について、世界の博物館関係者が各地域の事例を交えながら議論し、博物館を活用した持続可能なまちづくりについて考えます。(日英同時通訳あり)

一般の方の参加も可能となっておりますので、是非ご参加ください。

### ◆開催概要

【日時】2019年9月9日(月)13:30～17:30(13:00開場)

【場所】だて歴史の杜カルチャーセンター 大ホール(伊達市松ヶ枝町34番地1)

【主催】ICOM 京都大会2019 組織委員会

伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム

【主管】ICOM 京都大会2019 ポストカンファレンス in 北海道・伊達洞爺湖実行委員会

【対象】国内外の博物館関係者、一般市民 等

【参加費】無料

【プログラム】

・開会・来賓挨拶 13:30～

国際博物館会議(ICOM)会長 Suay AKSOY(スアイ・アクソイ)氏

・基調講演①「私の見てきた地方博物館(仮)」13:40～

地方博物館国際委員会(ICR)委員長 Irena ŽMUC(イリナ・ジュモツ)氏

・基調講演②「考古遺跡と博物館について(仮)」14:30～

考古学・歴史の博物館・コレクション国際委員会(ICMAH)

委員長 Myriame MOREL-DELEDALLE(ミリアム・モレル＝デュルダール)氏

・特別講演「この地に造る博物館の試み(仮)」15:10～

北海道大学アイヌ・先住民研究センター客員教授 佐々木 利和 氏

・パネルディスカッション「地域の宝をつなぐ博物館の役割」16:00～

○モデレーター:北海道博物館協会会長・伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム委員長  
石森 秀三 氏

○パネリスト: Irena ŽMUC(イリナ・ジュモツ)氏

Myriame MOREL-DELEDALLE(ミリアム・モレル＝デュルダール)氏

佐々木 利和 氏

坂本 昇 氏(伊丹市昆虫館副館長)

石川 直章 氏(小樽市総合博物館館長)

※シンポジウム終了後、国内外の博物館関係者によるレセプションも開催します。

### ◆申込

公式 WEB サイトにある専用申込フォームからお申し込みください。

[https://www.ec-pro.co.jp/icomkyoto2019postconference/ja/registration\\_symposium.html](https://www.ec-pro.co.jp/icomkyoto2019postconference/ja/registration_symposium.html)



### ◆問い合わせ先

ICOM 京都大会2019 ポストカンファレンス in 北海道・伊達洞爺湖実行委員会事務局

[代行(株)イー・シー・プロ] TEL 011-299-5910 E-mail [icom2019post@ec-pro.co.jp](mailto:icom2019post@ec-pro.co.jp)

### ◆ICOM (International Council of Museums : 国際博物館会議) とは

ミュージアムの進歩発展を目的に設立された世界で唯一かつ最大の国際的非政府組織。世界141の国と地域から加入した3万7千人のミュージアム関係者が30の国際委員会に所属して活発に活動しています。ICOMの全委員会が一堂に会する大会が3年に1度開催されており、2019年(9月1～7日)に日本で初めての大会が京都で開催されることになりました。この京都大会には3千人を超える専門家の参加が見込まれています。

多様な人材の確保促進セミナーを開催します【更新】

(北海道)

北海道では、戦略産業分野(ものづくり、IT 関連、食と観光関連)における事業拡大のための人材の採用や、中小企業の就業環境の改善などによる人材確保を支援するためのセミナーを開催します。

※事前申込制、先着順

◆開催スケジュール

開催地	日 程	会 場
帯広市	2019年7月11日(木)	とかちプラザ 講習室 401※終了しました
釧路市	2019年7月30日(火)	道東経済センタービル(釧路商工会議所) 研修室
函館市	2019年8月21日(水)	函館経済センター(函館商工会議所) 第2会議室
札幌市	2019年9月3日(火)	北海道経済センタービル Bホール
旭川市	2019年9月5日(木)	旭川市ときわ市民ホール 多目的ホール1・2
北見市	2019年9月25日(水)	北見経済センター(北見商工会議所) 1号室

《プログラム》

第1部 ものづくり・IT 関連産業分野における経営戦略の強化と人材の確保について

・ものづくり・IT 関連分野における事業拡大に向けた経営戦略や採用戦略と、これに必要な意識改革などについて、助成金などの支援に関する情報やその活用例などとともに解説いたします。

第2部 外国人材の採用と定着について

・今後、受入拡大が見込まれる外国人材の採用に向けて、採用に係る手続きや留意点、また、どのような受入環境の整備が必要かなどについて事例を交えながら解説いたします。

第3部 食と観光関連産業における就業環境の改善と人材の確保について

・食や観光関連産業における人手不足の解消に向けた中小企業の就業環境の改善の取組事例などについて、働き方改革の視点から解説いたします。

※セミナーはテーマごとにご希望の時間帯のみでも受講可能です。

《講 師》

澤井 利之(さわい としゆき) 北海道働き方改革推進支援センター専門コンサルタント

弁護士、特定社会保険労務士/アンビシャス総合法律事務所所属。社会保険労務士として20年におよぶ実務経験を有する。弁護士資格を取得後、アンビシャス法律事務所所属弁護士として活動中。労働紛争解決・人事労務管理・労働問題を得意とし、セミナー講師の経験も豊富。

◆対象・参加費

【対象】ものづくり、IT 関連、食と観光関連産業分野の経営者、管理職および労務人事担当者 など

【参加費】無料

◆主催：北海道

◆問い合わせ先

地域戦略産業人材確保支援事業実施・運営受託者 (株式会社東京リーガルマインド)

担当: 川床・橋本

TEL:011-210-5028 FAX:011-218-1525 E-mail:[biz-hokkaido@lec-jp.com](mailto:biz-hokkaido@lec-jp.com)

北海道・第一生命共催

## 「経済講演会 & ビジネス商談会」の開催【新規】

(北海道経済部経済企画局経済企画課)

※本事業は、北海道と第一生命の包括連携協定に基づく協働事業です。

### ◆開催内容

○日時:2019年9月6日(金) 14:00~18:00

○場所:京王プラザホテル札幌(札幌市中央区北5条西7丁目2-1)

○内容:

第一部 14:00~15:30 地下1階 プラザホール

経済講演会『使命感経営と働き方改革』

講師:土屋 公三(つちや こうぞう)氏

株式会社土屋ホールディングス 創業者会長

第二部 16:00~18:00 2階 エミネンスホール

ビジネス商談会

※内容詳細につきましては、下記ホームページから募集リーフレット等をダウンロードのうえご覧ください。

○定員:300名(参加費無料)

(ホームページ) [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daiichilife\\_businessmatching.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daiichilife_businessmatching.htm)

### <お申込・お問い合わせ>

○第一生命保険(株)北海道営業局 奥野 050-3780-8278

○申込締切日:2019年8月7日(水)※先着順のためお早めにお問い合わせください。

大好評につき、今年度も開催します！！

## 特別支援学校企業向け見学会【新規】

(北海道)

北海道では、障がい者の雇用を検討する企業を対象に特別支援学校の見学会を開催します。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ぜひご参加ください！！

### 特別支援学校とは

様々な障がいのある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

また、今回見学会を実施する学校は、知的障がいのある生徒を対象としており、専門教科や作業学習・実習等の学習を通して、勤労の意義を理解するとともに、将来の職業自立や社会参加を目指し、必要な基礎的・基本的な能力や実践的な態度を育てることを目標とした学校です。

### ◆開催日

年 月 日	学 校 (住 所)
2019年 8月21日(水)	新篠津高等養護学校(石狩郡新篠津村第45線北13)
2019年10月 2日(水)	市立札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1)
2019年10月 3日(木)	白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)
2019年10月 8日(火)	札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)
2019年10月 9日(水)	札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)
2019年10月10日(木)	小樽高等支援学校(小樽市銭函1丁目10番1号)
2019年10月16日(水)	市立札幌豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)
2019年10月30日(水)	千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)
2019年11月 6日(水)	札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)

《日程》現地集合となります。

受付 9:30～

開始 10:00～(学校説明等、作業学習見学、意見交換会、アンケート)

※ 12:40分頃終了を予定しています

### ◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のウェブサイトの参加申込書によりお申し込みください。当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへもリンクしていますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ss/tokubetusiengekougakukai.htm>

(申込事項)

- ①参加希望する学校名 ②企業名 ③業種 ④所在地 ⑤電話・FAX ⑥参加者所属・役職・氏名  
⑦ 連絡担当者 ⑧来校時の車使用(台数) ⑨報道機関への対応(報道機関の取材、インタビューの可否)

### ◆申込・問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ 担当 久保

TEL:011-204-5099(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038 E-mail:[kubo.kouichi@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kubo.kouichi@pref.hokkaido.lg.jp)

**若手社員向け研修会「メンター能力向上セミナー」  
管理職向けセミナー「職場定着向上 好事例発信セミナー」を開催します【新規】**

(北海道)

道内の多くの地域で人口減少が進み、労働力不足が深刻さを増す中、地域の企業等に就職した若者が職場定着し、長く地域産業の担い手として活躍していくことが重要となっています。

しかしながら、本道における学卒者の早期離職率は全国と比べて高い水準にあり、こうした状況は、地域経済を担う人材確保や人材流出の観点からも問題であり、要因としては、就職後の若手社員へのケア不足や企業の一員としての自覚が乏しいことが挙げられます。

このため、道では、概ね入社3年目の若手社員を対象とした「メンタースキル向上セミナー」を実施します。

若手社員が新入社員の指導係(メンター)になることにより、若手社員が企業の一員としての自覚を持つことができ、また、新入社員にとって身近な若手社員が指導者になることにより、新入社員、若手社員両者の職場定着の促進を図ります。

併せて、職場定着率が向上している中小企業が取り組んでいる人材育成や社員教育などの好事例を発信するセミナーを実施します。

今のところの開催予定は次のとおりです。ご興味のある方はお問い合わせください。

◆今後の開催予定

1. 若手社員向け研修会「メンター能力向上セミナー」

開催場所	日 時
キャリアバンク・セミナールーム (札幌市中央区北5条西5丁目 sapporo55ビル 5階)	8月7日(水) 9:30~12:30
道東経済センタービル 研修室 (釧路市大町1丁目1-1)	9月4日(水) 9:30~12:30
とかちプラザ 大集会室 (帯広市西4条南13丁目1)	9月5日(木) 9:30~12:30
オホーツクプラザ 研修室 (北見市泉町1丁目3-18)	9月11日(水) 9:30~12:30
旭川市市民文化会館 第2会議室 (旭川市7条通9丁目)	9月12日(木) 9:30~12:30
函館経済センター 第2会議室 (函館市若松町7-15)	10月17日(木) 9:30~12:30

2. 管理職向けセミナー「職場定着向上 好事例発信セミナー」

開催場所	日 時
キャリアバンク・セミナールーム (札幌市中央区北5条西5丁目 sapporo55ビル 5階)	8月7日(水) 13:30~16:30
道東経済センタービル 研修室 (釧路市大町1丁目1-1)	9月4日(水) 13:30~16:30
とかちプラザ 大集会室 (帯広市西4条南13丁目1)	9月5日(木) 13:30~16:30
オホーツクプラザ 研修室 (北見市泉町1丁目3-18)	9月11日(水) 13:30~16:30
旭川市市民文化会館 第2会議室 (旭川市7条通9丁目)	9月12日(木) 13:30~16:30
函館経済センター 第2会議室 (函館市若松町7-15)	10月17日(木) 13:30~16:30

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ TEL011-204-5099(直通)

《事業受託者》

キャリアバンク株式会社 第3営業部

TEL011-251-3353、FAX011-251-3369、✉:teichaku-3@career-bank.co.jp

新技術・アイデア（ビジネスプラン）を全国から募集します  
～ ビジネスに結びつけるためのピッチコンテストを開催、  
コンテスト優秀チームは全国大会へ ～ **【新規】**

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局と(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、総務省北海道総合通信局等と合同で開催する「NoMaps NEDO Dream Pitch」 with 起業家万博」のピッチコンテストで発表するビジネスプランを全国から募集します。

本募集の一次審査通過者は、ピッチコンテストに向けて、集合研修や専門家による個別のプレゼン指導等を受けることができます。

また、ピッチコンテスト優秀チームには、東京で開催される全国規模のピッチコンテストの参加機会等を提供し、北海道から新しく大きな価値を生み出し、全国へ羽ばたくことを支援します。

#### ◆事業概要

本事業は、技術シーズの事業化を目指している全国の中小・ベンチャー企業等を対象に、「新技術」と斬新な「アイデア」を有するビジネスプランを全国から募集し、ピッチコンテストを実施するほか、専門家による助言・指導やマッチング機会を提供します。

#### 事業スケジュール

- ・6月17日(月)～  
ビジネスプランの募集開始
- ・8月26日(月)  
一次審査(書面審査)結果通知
- ・9月7日(土)  
集合研修(札幌市内で開催)
- ・9月7日(土)～  
専門家による個別のプレゼン指導等
- ・ピッチコンテスト <開催概要>  
【日時】2019年10月16日(水)13:30～  
【場所】ACU-A(札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 16F)  
【出場定員】最大10チーム程度

#### ◆応募資格

- ・全国の中小・ベンチャー企業等(起業前から、起業後概ね10年程度までを対象)。
- ・具体的な技術シーズを活用したビジネスプランであること。
- ・一次審査(書面審査)通過後、集合研修及びピッチコンテスト当日に原則参加可能であること。(参加費無料。遠方(会場から80km以上)から参加する場合に限り、交通費助成あり。)

#### ◆応募方法

応募方法等、事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2\\_100107.html](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100107.html)

募集締切:2019年8月21日(水)12:00まで

※プラン添削希望者は、8月7日(水)12:00まで

#### ◆問い合わせ先

NEDO TCP 事務局(日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門内)

TEL:03-6833-6575(今川)/06-6479-5519(奥田)

E-mail: [nomaps@nedo-tcp.jp](mailto:nomaps@nedo-tcp.jp)

第10回「キャリア教育アワード」及び第9回「キャリア教育推進連携表彰」の  
公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月1日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。

「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組を表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

◆応募対象

キャリア教育アワード

小学校から大学・大学院段階までの子ども・若者向けにキャリア教育に取り組む企業・経済団体等及び専門的な知識、経験に基づいたキャリア教育プログラムやマッチングサービス等を提供するコーディネート機関

キャリア教育推進連携表彰

学校を中心に、学校関係者(学校や教育委員会等)と、行政(首長部局等)や地域・社会(NPO法人やPTA団体等)、産業界の関係者(経済団体や企業等)が連携・協働して行う取組の実施主体の団体

表彰制度の詳細や過去の受賞企業等については、以下をご覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

◆応募方法

応募方法の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

キャリア教育アワードの応募方法

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award\\_entry.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award_entry.html)

キャリア教育推進連携表彰の応募方法

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation\\_entry.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation_entry.html)

応募締切:2019年10月18日(金)

◆問い合わせ先

経済産業政策局 産業人材政策室 担当者:川浦、上浜

TEL:03-3501-1511(内線2671~4)

TEL:03-3501-2259(直通)

FAX:03-3501-0382

令和元年度 北海道知的財産支援ガイドを発刊しました  
～ 北海道知的財産戦略本部 29 機関による支援策を紹介 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

北海道知的財産戦略本部※(事務局：北海道経済産業局、北海道)では、この度令和元年度 北海道知的財産支援ガイドを発刊しました。(A4 版、37 頁、2,800 部発刊)

本ガイドは、29 構成機関の知的財産に関する支援施策を一冊にまとめ、道内の中小・ベンチャー企業の方に役立つ知的財産の支援情報をワンストップで提供しています。

◆**掲載概要**

知的財産にかかる一般的な相談フローを想定し、7 つの段階に分類して、相談窓口、補助金、専門家派遣や共同研究実施機関、セミナー・研修などの支援情報を掲載しています。

1. 知財全般
2. 知財意識・知財活動の強化
3. 研究開発
4. 知財での保護・権利化
5. 製品化・事業化
6. 海外展開
7. ブランド

【その他】

特許料等が安くなる減免制度、無料で専門家に相談できる窓口、海外での権利取得を支援する補助金制度をトピックスとしてより詳しく掲載しています。

問い合わせ先には QR コードを掲載していますので、支援情報の詳細に簡単にアクセスすることができます

◆**入手方法**

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20190620/index.htm>

◆**申込・問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:[hokkaido-chizai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chizai@meti.go.jp)



**2019年4月1日より、新たな特許料等の減免制度が始まります**

(北海道経済産業局)

特許庁では、中小企業等を対象に、出願審査請求料、特許料(1～10年分)、国際出願に係る手数料の減免措置を講じます。2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件について、新たな減免制度が適用となります。

新減免制度では、軽減対象を全ての中小企業に拡大し、減免申請手続きを大幅に簡素化します。

◆**入手方法**

制度の詳細等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20190322/index.htm>

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:[hokkaido-chizai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chizai@meti.go.jp)

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック  
～ 平成 30 年度補正予算・平成 31 年度当初予算・税制 ～ **【更新】**

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】 [https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fyh30hosei\\_fyh31.pdf](https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fyh30hosei_fyh31.pdf)

◆掲載事業

【設備投資】

- 1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
- 2.サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金  
生産性向上を目指す事業者のITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費を補助します
- 3.省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します
- 4.中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例  
中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を税制面から支援します
- 5.中小企業経営強化税制  
新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します（法人税の即時償却または控除、固定資産税の軽減）

【技術開発】

- 6.戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）  
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを支援します

【商品開発・販路拡大】

- 7.小規模事業者持続化補助金  
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や展示会出展費等を補助します
- 8.国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金
  - (1) 地域産業資源活用事業  
地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します
  - (2) 農商工等連携事業  
中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や販路開拓費等を補助します

【事業承継・創業】

- 9.事業承継補助金  
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します

【海外展開】

- 10.JAPAN ブランド育成支援事業補助金  
海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します

【知財】

- 11.中小企業等外国出願支援事業補助金  
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します
- 12.特許料等の減免制度  
中小企業等を対象とした出願審査請求料、特許料等を軽減します

【相談】

- 13.北海道よろず支援拠点事業  
中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課  
TEL:011-709-2311(内線 2521)

## 令和元年度「手づくり郷土賞」募集中

～磨いて 光った 郷土自慢 を応募してみませんか！～

(北海道開発局)

「手づくり郷土(ふるさと)賞」は昭和61年度に創設され、今年度で34回目を迎える国土交通大臣表彰です。

同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

### ■応募者の資格

地域の社会資本(※)を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)と共同で応募するものとします。

※原則として、国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

### ■表彰部門

手づくり郷土(ふるさと)賞は、以下の2部門について、募集を行っています。

(1) 手づくり郷土(ふるさと)賞(一般部門)

地域の魅力や個性を生み出している社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果を対象とします。

(2) 手づくり郷土(ふるさと)賞(大賞部門)

これまでに「手づくり郷土(ふるさと)賞」を受賞したもののうち一層の発展があったもの。

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会(交流会)を予定しております(令和元年11月～12月頃)。発表会では、受賞団体の中から各部門のグランプリを選出します。

### ■募集期間

令和元年5月13日(月)から令和元年7月31日(水)まで ※消印有効

### ■応募方法

応募資料(応募用紙、参考資料)を北海道開発局に提出

※応募要領、応募資料については、北海道開発局ホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html>

### ■問い合わせ先(応募資料提出先)

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内 5470) 札幌市北区北8条西2丁目

昨年度の受賞案件(北海道内):大賞部門1件、一般部門3件

#### 【大賞部門】

○小樽雪あかりの路(小樽雪あかりの路実行委員会(小樽市))

#### 【一般部門】

○新川夢の桜並木事業 ～先人達の夢を実現～

(新川さくら並木連合町内会(札幌市))

○地域を育てる緑の道 ～未来を描く物語仕立ての社会資本の活用～

(緑道ワークス(旭川市))

○「増毛山道」の復元と保存による地域活性化

(特定非営利活動法人増毛山道の会(増毛町))



**インフラの見学を取り入れたツアーを催行してみませんか**  
**～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～**  
 (北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などのインフラの役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、インフラを地域の観光資源として活用いただくことを目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、令和元年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、インフラの見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆**取組概要** 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただけます。  
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆**申込方法** 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください、下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆**応募要領** 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001fyn.html>
- ◆**対象施設** 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。  
 (下線は令和元年度に新たに見学対象となった施設。網掛けは募集を終了した施設。)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 5 号 倶知安余市道路登川大橋上部工事(余市町)、国道 229 号 武威トンネル・ビューポイントパーキング(積丹町ほか)、国道 276 号 ビューポイントパーキング(倶知安町ほか)、国道 37 号 白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市ほか)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町ほか)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 5 号 函館新道(花植)(函館市ほか)、国道 228 号 函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(木古内IC)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル避難坑)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

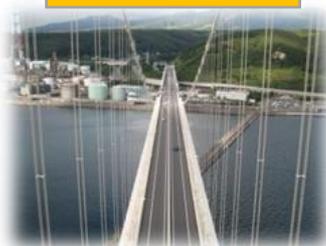
十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(土別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、釧路湿原幌呂地区湿原再生(鶴居村)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 241 号そらの森(植樹)(弟子屈町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、国道 273 号 三国峠(上士幌町)、国道 274 号日勝峠(災害復旧)(清水町ほか)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

【見学施設の例】

白鳥大橋 (主塔からの眺め)



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)



苫小牧港(東港区)



＜公共施設見学ツアーに関するお問合せ先＞

◆北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 「公共施設見学ツアー」総合窓口

TEL:(011)709-2311(内線 5442) FAX:(011)746-1032 MAIL:hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

**外国人ドライブ観光客の周遊・滞在データを無料で閲覧できる仕組みができました【更新】**  
**～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中～**

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、平成29年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは平成30年4月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成30年6月28日)。
- 設立当初は11機関でスタートした本プラットフォームも令和元年7月10日現在で74機関のみなさまにご参加いただいております。引き続き、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事務局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること  
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること  
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること  
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構成員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成  
※構成員は以下の URL を参照願います。  
(構成員名簿)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx-att/splaat000001bhgu.pdf>

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼平成31年3月28日に2018年の通年分析結果を公表いたしました。通年での分析は、今回が初めてであり、その結果、ドライブ観光の促進が地方部へ誘導効果をもたらすことを確認することができました。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001ki1s.html>

▼令和元年5月28日に外国人観光客の動態データのより一層の有効活用及び構成員相互の情報共有を通じた外国人ドライブ観光の更なる促進を図るため、プラットフォーム会合を開催しました。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html?channel=main#s3>

＜北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail: [hkd-ky-drivedate@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-drivedate@gxb.mlit.go.jp)

冊子「もっと知りたい！統合型リゾート（IR）」を作成しました【新規】

（北海道）

昨年7月のIR整備法成立以来、統合型リゾート（IR）は全国で誘致検討が進められています。道内でも、釧路市、苫小牧市、留寿都村が誘致を表明し、活動を進めています。

こうした動きを踏まえ、道では、IRに関する検討を行っており、今年4月には「IRに関する基本的な考え方」を取りまとめています。

さらに、道内の皆様にIRに関するご理解を深めて頂くため、Q&A方式の冊子「もっと知りたい！統合型リゾート（IR）」を作成しました。多様な施設の紹介やIRに関する疑問点などにお答えする内容となっておりますので、下記リンクからぜひご覧下さい。

◆ 主な内容

「IRって何？」「世界にはどういうIRがあるの？」「IRにはどんなメリットがあるの？」  
「IRの効果で北海道経済はどうなるの？」「カジノを認めている国はどのくらいあるの？」 など

◆ ホームページURL

○IR（統合型リゾート）について

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated\\_Resort.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated_Resort.htm)

○QRコードからもアクセスできます！（スマートフォンの方はこちらから）



◆ 問い合わせ先

北海道経済部 観光局 MICE（マイス）推進グループ（担当 菅原、後藤、中本）

電話：011-231-4111（内線）26-573、26-556、26-566

FAX：011-232-4120

## 北海道立高等技術専門学院の「愛称」と「キャッチフレーズ」を募集します

【新規】（北海道）

全道8か所の「道立高等技術専門学院」では、専門的な知識や技能・資格を身に付けて就職しようとする方を対象に、ものづくり関連を重点に職業訓練を行い、地域の産業を支える人材を育成・輩出しています。

しかしながら、就職が好況であることなどから入校生が減少しており、今後は、離転職を考えておられる方や、非正規雇用から正社員雇用を目指している方など幅広い方々が、ものづくり関連の資格や技能を身に付け、地域の産業を支える人材へとステップアップしていただけるよう、高等技術専門学院の強みや魅力を知っていただき、入校していただきたいと考えております。

つきましては広く道民の皆様へ、高等技術専門学院をより身近に感じ、親しみを持っていただけるよう、高等技術専門学院の「愛称」と「キャッチフレーズ」を募集することとしましたので、ふるってご応募ください。

### ◆募集内容

- 「愛称」と「キャッチフレーズ」を募集します。
  - ・ 道内に8校（1分校）設置している高等技術専門学院で、統一的に使用する、覚えやすく、親しみを持たせる「愛称」を募集します。
  - ・ 「愛称」とともに、高等技術専門学院の強みや魅力を、よりわかりやすく道民に伝えられ、入校してみたいと感じられる「キャッチフレーズ」を募集します。

### ◆募集期間

- 令和元年（2019年）8月20日（火）まで

### ◆応募方法

- 所定の応募用紙に次の事項を記載の上、FAXまたは電子メールにより応募してください。
  - ・ 応募者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号
  - ・ 北海道立高等技術専門学院の「愛称」1点と「キャッチフレーズ」1点、および簡単な説明

### ◆ホームページURL

- 応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

### ◆表彰

- 最優秀賞：1点
  - ・ 賞状および副賞：金1万円（満20歳未満は図書カード1万円分）
- ※ 令和元年（2019年）9月に公表予定

### ◆提出先・お問い合わせ先

北海道経済部労働政策局人材育成課 学院調整グループ（担当：曾我、今西）  
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎9階  
 FAX：011-232-1044（電話：011-204-5358）  
 電子メール：keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

**環境産業関連製品技術開発振興事業補助金の事業計画を募集【新規】**

(北海道)

北海道では、令和元年度(2019年度)の「環境産業関連製品技術開発振興事業補助金」の事業計画を募集しています。

**【募集締切：令和元年(2019年)8月30日まで】**

◆ **環境産業関連製品技術開発振興事業補助金の概要**

本道の省エネルギー・新エネルギー化並びに地域エネルギーの効率的利用を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として、道内の環境関連の製品開発及び事業化、並びに道内事業者の技術開発及び実証等を行う事業に対して、その経費の一部を補助するものです。(※有識者会議の意見を踏まえて、事業計画を認定します。)

**【補助対象者】**

- 道内に主たる道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(特定非営利活動法人その他の団体を含む)
- 上記の法人を含む複数事業者の共同体(コンソーシアム)

**【補助対象分野】**

第2期北海道環境産業振興戦略に設定されている次の重点分野のいずれかに該当する事業とします。

対象分野	想定されるビジネス例
スマートコミュニティ関連	新エネ関連機器等製造業(太陽電池、蓄電池、水素製造装置)、建設工事業(高断熱・高気密住宅、部材製造)、設備メンテナンス業、設計・施工業(リフォーム) など
リサイクル関連	リサイクル製品製造業(土木・建設資材、ゴムマット、肥料)、燃料等製造業(木質ペレット、BDF)、燃料等関連製造業(バイオマスボイラー)、廃棄物処理業(収集・運搬) など
省エネルギー関連	省エネ関連機器等製造業(地中熱ヒートポンプ、排熱回収システム、EMS)、コンサルタント業(省エネコンサルティング、ESCO) など

**【補助率】**

- リサイクル、省エネルギー関連分野：補助対象経費の2/3以内
- スマートコミュニティ関連分野：補助対象経費の3/4以内

**【補助対象事業】**

- (1) 道内の環境関連の製品開発及び事業化を図る事業  
(試作品改良や市場調査など)
- (2) 道内事業者の環境関連の技術開発及び実証などを行う事業  
(大学等と連携した技術開発又は道内製品等を核とした実証事業等、本補助目的に資すると認めた事業)

**【補助限度額】**

- (1) 製品開発及び事業化：300万円以内
- (2) 技術開発及び実証等：1,000万円以内

**【応募方法等】**

事業計画書及び必要書類、応募方法などの詳細情報は、次のウェブサイトで御確認ください。

[当室のURL]<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

◆ **問い合わせ先**

北海道 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 環境産業グループ(Tel:011-204-5320)

## 令和元年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました

(北海道)

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体を対象に、標記表彰制度を実施しています。

今年度も省エネルギー機器の導入や新エネルギー利用設備及び技術の開発、省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発活動等で、優れた成果をあげた取組を募集しますので、ぜひご応募ください。

### ◆募集内容

#### ○省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減（節電を含む）などで優れた成果をあげたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動等を実施し、省エネルギー意識の向上に高い効果があったと認められるものを募集します。

#### ○新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、波及効果が高いと認められるものを募集します。

### ◆応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に主たる事業所又は事業所を有する法人（非営利法人を含む）、道内に所在する団体（任意団体を含む）及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと
- ・自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、推薦書に推薦理由を記載してください。

### ◆応募方法

#### ○応募書類

所定の応募用紙に詳細のわかる写真・パンフレット等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。

#### ○応募期間

令和元年6月3日（月）から8月23日（金）まで（郵送の場合は必着）

### ◆ホームページURL

- ・応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。  
また、過去の受賞者や取組事例も、同ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyosobosyu.htm>

### ◆表彰等

- ・審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的にPRするほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置（金融機関所定の審査があります。）」のメリットがあります。

### ◆提出先・お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ（担当：小川・佐々木）

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-157

FAX 011-222-5975

E-mail ogawa.masato@pref.hokkaido.lg.jp